

枚方寝屋川消防組合火災予防条例改正

林野火災注意報・警報が

令和8年1月1日から施行されます

林野火災注意報・警報とは？

雨の降らない日が続き、合わせて乾燥注意報が発出されるなどの条件で発令されます。

注意報・警報が発令されると



たき火をしない

注意報が発令されると
警報



たばこを吸わないなどに

「努力義務」
「制限」



がかかります



「努力義務」「制限」の
対象となる区域については裏面をご確認ください

「画像：林野庁HPより使用」

発令対象区域

杉1丁目	杉2丁目	杉北町1丁目	杉賀谷1丁目	杉山手1丁目
杉山手2丁目	杉山手3丁目	尊延寺1丁目	尊延寺2丁目	尊延寺3丁目
尊延寺4丁目	尊延寺5丁目	尊延寺6丁目	穂谷1丁目	穂谷2丁目
穂谷3丁目	穂谷4丁目	宗谷1丁目	宗谷2丁目	氷室台1丁目
津田山手2丁目	大字津田	大字杉	大字尊延寺	大字穂谷



火災予防条例に基づくルール

- ・林野への火入れをしないこと
- ・煙火を消費しないこと
- ・火遊び、たき火をしないこと
- ・危険物付近で喫煙しないこと
- ・林野等で喫煙をしないこと
- ・残火(たばこの吸殻を含む)の処理を行うこと

注意報・警報発令時の注意喚起について

林野火災注意報・警報の発令状況については、消防組合ホームページでお知らせします。警報発令時には、消防車両で巡回パトロールによる呼びかけを実施します。山林に立ち入る前や、山林内での活動の合間にご確認ください！

**林野火災の防止に
ご理解とご協力をお願いします**



消防本部 お問い合わせ-
予防指導課 072-852-9912
警防課 072-852-9919

枚方寝屋川消防組合ホームページは
こちらのQRコードをチェック →

